

第 19 回臨時委員会会議録

管 理 部 長) 開会に先立ちまして、本日は近藤委員長及び白川委員長職務代理者が御欠席でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 4 項によりますと、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う」とあり、本日、その指定を行う必要があります。つきましては、最年長者であります植田委員にその職務をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〈異議なしの声〉

それでは、本日の委員会は植田委員に委員長の職務をお願いいたします。

委員長職務代理) 日程第 1 開会宣言

委員長職務代理) 日程第 2 会議成立の宣言

委員長職務代理) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (宇佐見委員)

委員長職務代理) それでは、日程第 4 の審議に入ります。第 27 号議案「芦屋市立学校園医及び学校園歯科医の変更について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長職務代理) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

宇 佐 見 委 員) 打出浜小学校と浜風小学校の校医さんが交代ということですが、新しい校医さんはどちらかの学校で校医をされているのですか。

学校教育課長) それぞれ他校園において、校医をされておられます。

宇佐見委員) わかりました。

委員長職務代理) 任期途中の交替ということですね。

学校教育課長) はいそうです。

委員長職務代理) 理由とかは、聞いておられますか。

学校教育課長) 医師会の会長さんからは、体調不良ということをお聞きしております。

委員長職務代理) わかりました。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第27号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長職務代理) 次に、第28号議案「芦屋市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長職務代理) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

委員長職務代理) 社会教育委員の会議は、どのぐらいの回数と、会議の内容はどんなものですか。

生涯学習課長) 規則上では隔月に開催するという規定がされております。

なお平成21年度につきましては、5回開催いたしました。

それから主な議題でございますが、今は教育振興基本計画の策定をしておりますので、社会教育の分野に関する御意見をい

ただため、教育振興基本計画策定委員会で議論いただいた現状と課題について御意見をいただいたところでございます。

平成22年度につきましても、前半は教育振興基本計画に対する社会教育の関係の御意見をいただくことになっておられます。

委員長職務代理) 具体的にはどのような意見がありましたか。

生涯学習課長) 課題については、従前から言われておりますように、社会教育の場の提供というのは行政の責務ですが、基本的にはそうした施設面での御意見をいただいたところでございます。あわせて社会教育全般の進め方に対しては、特に大きな課題としてはいただいておりますが、今後のあるべき姿というのは必要になってくると思っております。

委員長職務代理) 今の社会教育環境、それから芦屋市の成人の皆さん方のおかれた状況を踏まえて、時代認識、社会認識が何か特徴的なものとか、そういうものが出てきておけば、それは我々にも参考になるという感じがしてはいます。従来の芦屋の社会教育は非常に積極的だし、レベルもハイレベルという形があります。

社会教育部長) 前からお願いしておりますが、社会教育の現場の実態を教育委員さんにも知っていただきたいという希望もでございます。それから、本来、社会教育法の中で社会教育委員は教育委員会に出席して発言することができるということで法律に規定されておりますが、そういう機会が今まで全然ございませんでしたので、そういう機会をつくることもお願いしたいという希望がございますので、よろしく願いいたします。

委員長職務代理) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第28号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長職務代理) 次に、第29号議案「平成22・23年度芦屋市体育指導委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ・青少年課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長職務代理) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

宇佐見委員) 今回の指導委員の方々は、全員引き続きされる方なのでしょうか。

スポーツ・青少年課長) コミュニティ・スクール、スポーツクラブ21で3名の方が入れかわっておりますが、あとは同じメンバーでございます。

委員長職務代理) 卒業式で将来オリンピックを目指しますという子どもがいました。今のオリンピックは青少年の人たちも活躍するような場がありますが、よりハイレベルな体育指導を受ける環境について、芦屋は何か提供できているのですか。

スポーツ・青少年課長) 競技種目によるとは思いますが、芦屋の場合は、地域に開かれた、コミュニティ・スクール、スポーツクラブ21等がありますが、その中から競技スポーツに移行するというのは、現状では、場所、専門指導者等が必要だと思われるので、まだまだそこまでは到達していないと思います。

委員長職務代理) 甲子園に行きたいという子どももいました、野球選手になりたい、プロサッカーの選手になりたい、こんな子どもが、結

構ハイレベルなところを目指しています。男子スケートだったら関大ということで、いい指導者や環境があると、それを目指すことは当然です。芦屋でもそういった優れた指導者に、極力円滑にめぐり合わせるような機会を与えられるような、そういうこともこれから考えるべきじゃないかと思います。

教 育 長) 我々が公的なものとして、特定の優れた才能のある人の指導に市が取り組むことが良いのか悪いのか。よく議論が出ますのは、取り組むべきだという意見と、社会教育の中で、市民が広くすることが主眼じゃないかという議論もあります。

現実に芦屋の子どもで、プロ級になるような子どももいますが、残念ながら上級になると別のところに行ってしまうと、もっと競争の激しいような社会へ飛び込んでいくというようなケースが報告されています。公的な機関としてどこまでいいのか、これは1回、体育関係者等々で議論されるべきだと思います。

委員長職務代理) ある程度税金を使いながら、公的な形で才能のある人たちを援助する、極端に言えばメダルをとるために強化合宿をしたり。スターというのを我々は求めるところがある。そういう機会をつくってあげるというのは、私は必要であろうと思います。環境や条件が整わないために才能が開かないというのは、スポーツに価値を置く限り、余り適切ではないという感じがします。

教 育 長) 現在、芦屋市体育協会が世界に通じるような選手を養成するような仕組みを考えてみたいということで、一部では動いております。

社会教育部長) 芦屋市体育協会がアスリートタウン構想を持っておられます。

本市では、文化施設だけでなく、スポーツ施設も圧倒的に不足している中で、アスリートを育ててということになると、当然そういう優秀な指導者、練習場所を提供しないとだめですし、芦屋市にそんな施設は正直言ってないと。絶対数がない中で、スポーツ・フォー・エブリワンということで、3人に2人は1週間に何か運動をしてもらいましょうというのが大きな目標になっていまして、その辺を、どう調整していくのかというのが正直難しい課題となっております、トップアスリートというのは、基本的にはナショナルトレーニングセンターでありますとか、県レベルでの強化種目によってやっていくべきであろうという考え方があります。ですから全県的に優秀な人は県立の施設に集めてそういうのをやるべきではないかという意見もありますでしょうし、実体的には難しいかなと思います。

委員長職務代理) どうせやるならば夢を追うという要素も残して欲しいですね。夢を追って、挫折してもいいではないか、またその次にきつといいことがあると思いますね。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第29号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長職務代理) 次に、日程第5に入ります。報告第12号「平成22年度芦屋市立幼稚園学級編成について」を議題とします。提案説

明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長職務代理) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

宇 佐 見 委 員) 例年2月末によって学級数等を定めているというのは、条例によってこのようになっているということでしょうか。

管 理 課 長) 条例では規定しておりません。ただ、教員の数を決める必要がありますので、事務が間に合う一番近いところの時点ということとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

宇 佐 見 委 員) 例えば精道幼稚園が来年度、5歳児クラスが1クラスで35人、これは最大だと思いますが、例えば精道幼稚園に入りたいというお子さんがこれ以降に申し込まれた場合には、受け入れができないということでしょうか。それとも2クラスにするという弾力を持っているのでしょうか。

管 理 課 長) 精道幼稚園につきましては、1クラスと決めておりますので、他の方が退園されるまでは入園できません。幼稚園は自由園区ですので、幼稚園全体では165名ほど余裕がありますので、他の幼稚園に入っていただくか、お待ちいただくことになります。

宇 佐 見 委 員) 精道幼稚園の近くに、お引越しなされても他の幼稚園に行かなくてはならないという状況が出てくるということですね。

管 理 課 長) はい、そのとおりです。

宇 佐 見 委 員) 今までに、幼稚園に入りたいけれども入れなかったという、そういうトラブルはなかったのでしょうか。

管 理 課 長) 特に今までは聞いておりません。

宇 佐 見 委 員) わかりました。

委員長職務代理) 4歳児の定員というのは1クラスが30名ですか。

管理課長) はい、そうです。

委員長職務代理) 5歳児の場合は。

管理課長) 35名です。

委員長職務代理) 浜風が久しぶりに、クラスが二つになるって喜ばしいことですが、片方で、待機児童という形で、同じ年代で幼稚園に来ていない子たちが片方であるとした場合に、幼稚園にこれだけの容量がありますので、どう考えてももったいないと思いました。本当に素晴らしい幼稚園教育なだけにもったいないなど、こういう感じがすることはいたします。何かいい案はないですか。

管理部長) 幼稚園の園児数が減ってきていまして、片や保育所の待機児童が増えています。これは社会的な状況を背景にして、そういう現象が起きています。芦屋市としましても、片方でそういう状況があり、幼稚園の状況はこういう中では、就学前児童という枠の中で、見過ごすというのは問題もあります。そういう中で、今、保育所と幼稚園のあり方検討委員会というのを持っておりまして、学識経験者、PTA、保育所の保護者等で議論をしていただいております、その中で一定の方向を出してもらい、実際の施策等を推進していきたいということは思っております。ただ、今現在におきましても、市長部局から幼稚園の有効活用という部分で強い要望をいただいているというのが事実でございます、教育委員会としても今後、何らか考えていく必要があると思います。

委員長職務代理) 芦屋の幼稚園は優れた保育内容、環境がありますが、その

レベルを落とさない範囲内で待機児童となっている子どもを受け入れていかなければ、一度に受け入れてしまうと、レベルが下がってしまうのではないかと思います。

ですから、教育委員会が保持しようとするレベルで、同じ世代の子どもをどうしたらうまく取り込んでいけるかという形でないで、社会変化の中では必然的に、共働き、あるいは1人親、こういう家庭環境がどんどん進んでいくと、必然的に、公的な保育が多くなってきます。

管理部長) そういう状況もありますが、一方で幼稚園としましても、子育て支援といいますか、そういう部分でももう少し、関わっていく必要があるであろうと思います。そういう中で幼稚園で預かり保育もやっていく、それは保育所みたいに7時半から7時までとか、そこまでの長時間は難しいですが、今、午前中等で園児を帰しているのを夕方まで預かるとか、もっと子育ての相談に乗り、何らかの支援をしていくとか。

園庭開放につきましても、毎日難しくても、夕方ぐらいまでは開放して、就学前の児童も保護者同伴で来ていただいて、交流もやっていく。また、保育所とどう関わっていくのかも含めて、今後教育委員会としてもやっていきたいという思いは持っています。

委員長職務代理) 貧困化が、家庭経済を直撃していることが、子どもにしわ寄せがいつてしまっているものですから、共働きやそういう場面がどんどん拡大しています。お母さん方が職を見つけないことには、子育てがうまくいかない。こういった保育の問題がどんどん進行しているというふうに見たほうがいいと思います。

教育委員会の対応が少しでも実行化していくというのが必然的になってくるんじゃないかと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第12号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長職務代理) 次に、報告第13号「芦屋市文化財保護審議会の答申－芦屋市指定文化財の指定について－」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長職務代理) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

前回、御説明いただきまして、非常に規模が大きく、2重周濠で、未発掘であって、何が埋葬されているか非常に楽しみとこういうことでしたが、お金がないから大規模な発掘はできないというご説明でした。

出土品は、打出文化センターでいつも展示しているのですか、それとも、見学会の日だけなのですか。

生涯学習課長) 基本的にはこの日だけ展示しようと思っております。

委員長職務代理) そうですか。相当の量になるのですか。

生涯学習課長) 破片が多いものですから、パネル展示で大きく説明をする必要があるのかなと思っております。土器片は、今まで出土しているものでも数千点になります。あくまでもかけらという形

ですから、どこまで復元が可能かということでございます。

委員長職務代理) 土器類というのはどちらかというと貝塚的なのというか、生活の現場があったところをイメージしますが、そういう点からいうと、土器が出てくるといふのと墳墓との関係といふのはどうなってくるのですか。

生涯学習課長) 基本的に、埋葬者の近くにも当然そういうものがありますが、周濠付近も含めて、墳墓周辺にそういうものが置かれていたということがあるようです。現実には、周濠あたりを発掘したときに多く出土します、これは置いてあったものが粉碎された状態で下へ流れて、結局その流れた先が、堀のある部分へ流れていっているのです、そこを発掘調査すると沢山出土します。今回の特徴は、円墳と前方部との境のあたりですね。そこに突起状の部分があるようですけれども、そういうところにそういうものが多く置かれていたのではないかということはおっしゃっていました。

委員長職務代理) 当時の生活用品みたいなものとか、そういうのも出土するのでですね。

生涯学習課長) 同時期の古墳の中からは、武具というようなものが出てきておりましたが、甲冑類が出土することもあります。こうした2重周濠を持つ金津山古墳についても、ほぼ確実に調査をするとそういうものが出土するであろうということはおっしゃっています。

委員長職務代理) 甲冑というのは鉄製ですか。

生涯学習課長) 鉄も使われていると聞いております。

委員長職務代理) そうですか。

生涯学習課長) 以前に、一度調査を一部分だけしていますが、その調査の状況から見ると全くの未盗掘ということがわかっておりますので、そういうものが中に眠っているであろうというようなことでございます。

宇佐見委員) 子どもたちが授業の一環で、発掘現場を見たり、調査の内容を知るというような学習機会というのはあるのですか。

社会教育部長) 会下山遺跡を国指定にするべく、取り組んでいます。この秋ぐらいに国指定になりましたら、美術博物館で出土した遺物を展示しようと考えております。また、それに関するシンポジウムをする予定にしていますので、そういった機会に大勢来ていただければと思っております。出土物については、しばらくの間は展示期間がありますので、学校の都合のいい時間帯に校外学習みたいな形で来館いただければと思います。

トライやるウィークでも、中学生を文化財でも受け入れています。興味ある方について復元とかを手伝ってもらったりしています。

宇佐見委員) どちらのほうで作業はされるのですか。

社会教育部長) 旧の三条小学校のところですか。

宇佐見委員) そうですか。

委員長職務代理) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第 1 3 号採決。結果，承認（出席委員全員賛成）〉

委員長職務代理)

日程第 6 閉会宣言